


平成23年9月30日(金)
国土交通省関東地方整備局

 高崎河川国道事務所

記者発表資料

「災害時における河川（道路）災害応急対策業務に関する協定」の締結希望者を公募します

高崎河川国道事務所では、災害発生時における河川及び道路の災害応急対策業務に協力して頂ける業者の公募を行います。

現在、高崎河川国道事務所では地震・大雨等により当事務所が管理する河川、道路施設等に災害が発生した場合に、被災施設の早期復旧や被害の拡大防止を図るため、（社）群馬県建設業協会及び（社）埼玉県建設業協会と「災害応急対策業務に関する協定」を締結し、災害に備えております。

このたび、よりの確で迅速な体制を確保し、防災力のさらなる強化を図るため、公募による新たな協定の締結を行うこととしました。新たな協定締結に当たっては、当事務所の河川（道路）の災害応急対策業務に協力する意欲を持ち、技術力のある業者を公募した上で新たな協定を締結し、災害に備えて行きたいと考えております。

なお、本協定の協定締結者には高崎河川国道事務所が実施する総合評価落札方式の工事発注において、「企業の信頼性・社会性の「地域貢献度」」の項目で加算します。

- 協定区間：高崎河川国道事務所が管理する河川（烏川、碓氷川、鍬川、神流川）の12区間及び道路（17号、18号、50号）の17区間
- 協定期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日まで（3年間）
- 公募日程：公募の開始 平成23年 9月30日（金）
公募の締切 平成23年10月31日（月）

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ テレビ記者会
高崎記者クラブ

問合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所
住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000（代）

副 所 長 小林 隆幸（こばやし たかゆき） 内線：206
防災課長 太田 和美（おおた かずみ） 内線：281

高崎河川国道事務所ホームページ

【協定の目的】

本協定は、高崎河川国道事務所管内における河川・道路施設が地震・大雨などの自然現象及び予期できない災害等が発生し又はおそれがある場合、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、労力等の確保及び動員の方法等を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

【協定名】

- ・ 河川 → 「災害時における河川災害応急対策業務に関する協定」
- ・ 道路 → 「災害時における道路災害応急対策業務に関する協定」

【主な協定内容】

- ・ 災害発生時の協力要請及び業務の指示
- ・ 建設資機材の提供
- ・ 業務実施時の費用請求 など

【協定区間】

- ・ 高崎河川国道事務所が管理する河川（烏川、碓氷川、鎚川、神流川）の12区間及び道路（17号、18号、50号）の17区間（別紙1，2）

【協定の期間】

- ・ 平成24年4月1日～平成27年3月31日まで（3年間）

【応募の条件（概要）】

※詳細については公示文等による

- ・ 関東地方整備局の入札参加資格業者であること
- ・ 群馬県内及び埼玉県内の本庄市、深谷市、神川町、上里町、美里町に建設業法に基づく本店を有すること。
- ・ 群馬県内又は埼玉県内で河川の工事施工実績を有すること。又は群馬県内で道路の工事施工実績を有すること。

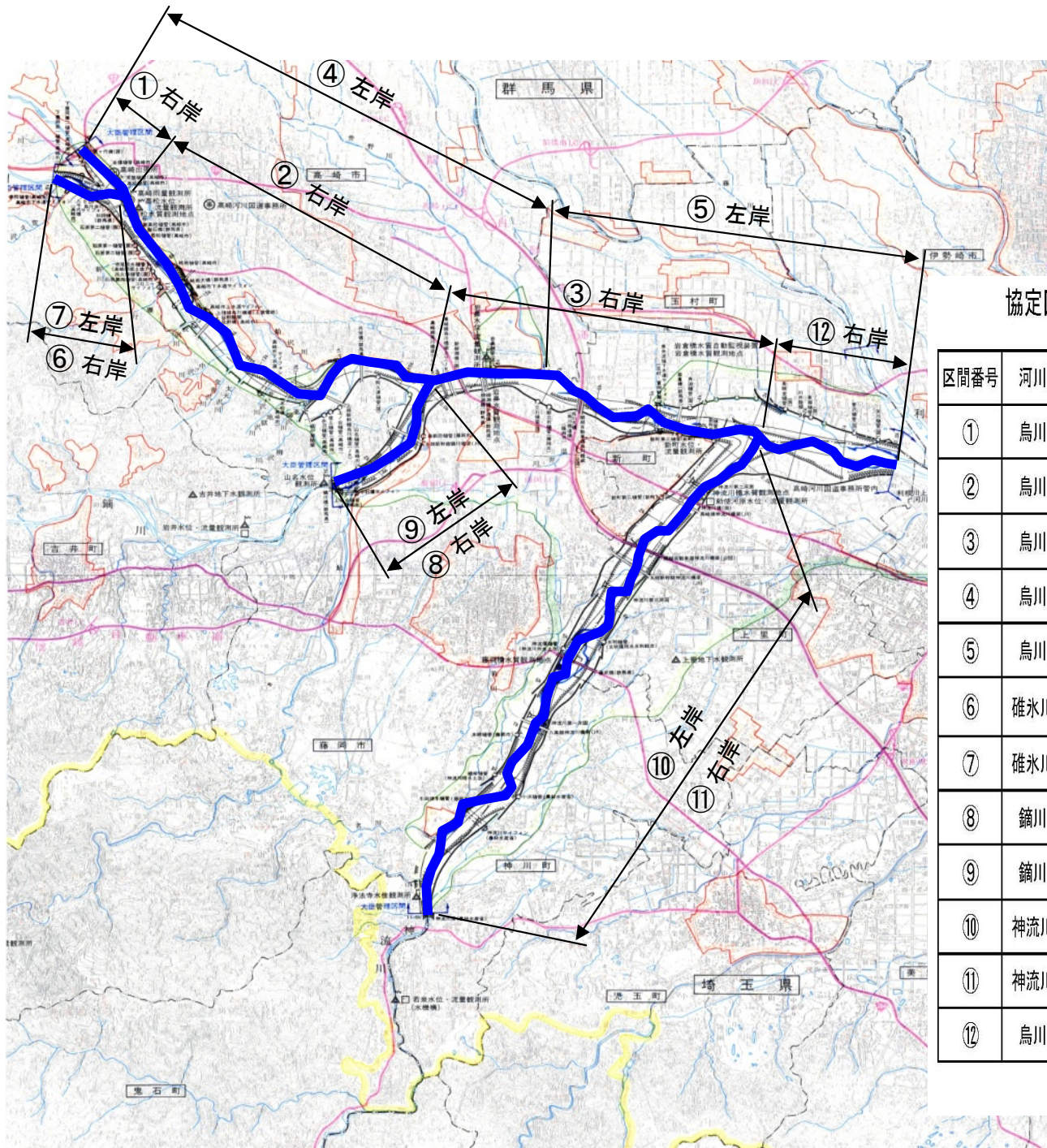
【スケジュール】

- ・ 公募の開始：平成23年 9月30日（金）
- ・ 公募の締切：平成23年10月31日（月）
- ・ 協定の締結：平成23年12月（予定）

【その他】

公募の公示文を、9月30日（金）より高崎河川国道事務所のHP及び事務所庁舎に掲示します。また、応募希望者に提出資料作成に関する技術資料作成要領を高崎河川国道事務所にて配布します。

別紙1 協定区間(河川)



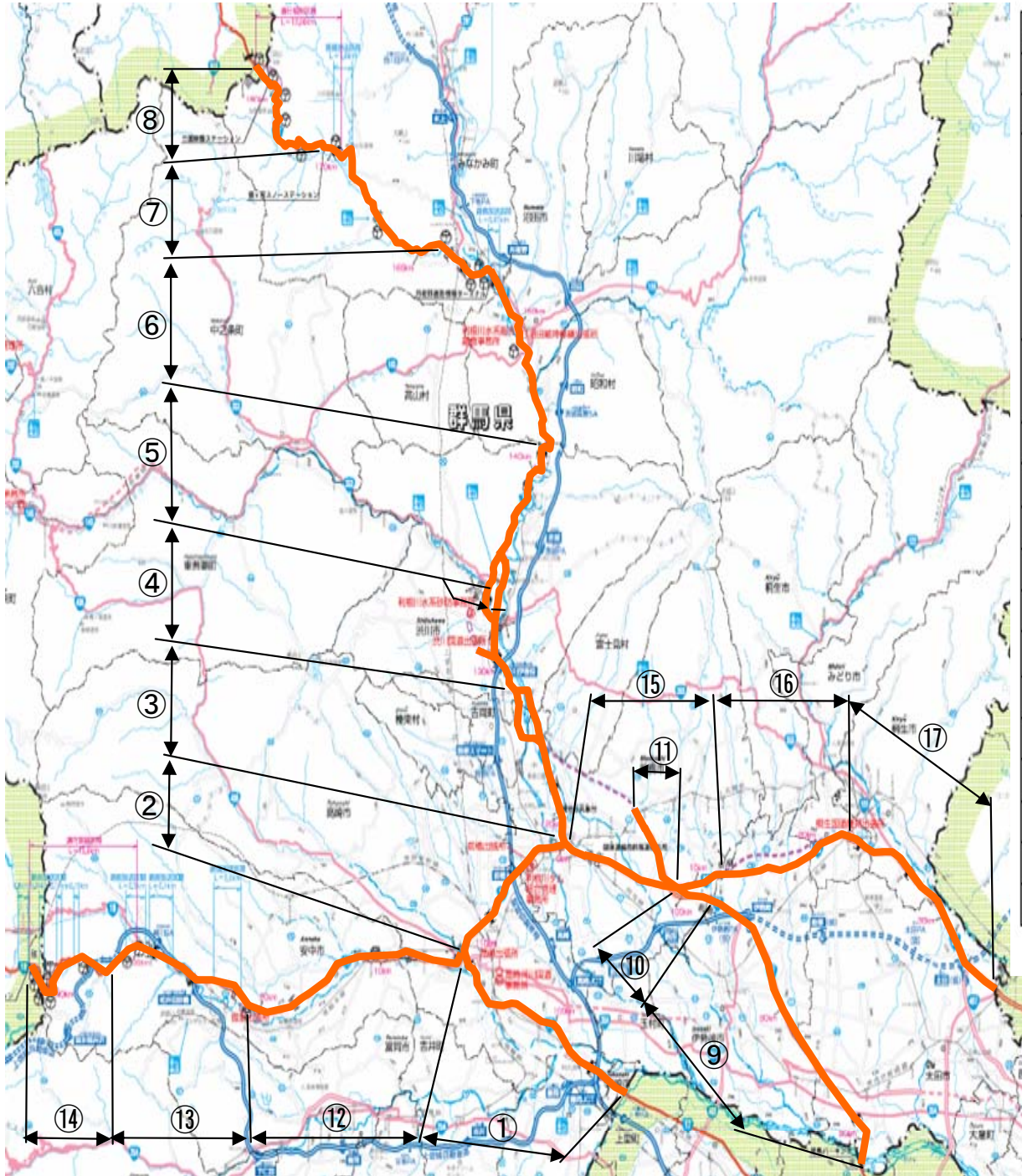
協定区間一覧表(河川)

区間番号	河川	岸	協定区間(場所・距離標KP)	延長(km)	起終点のポイント	摘要	
①	烏川	右岸	自高崎下豊岡町 至高崎下豊岡町	18.0 ~ 19.0	1.0	碓氷川合流から 高崎管理区間終点まで	群馬
②	烏川	右岸	自高崎阿久津町 至高崎八千代町	9.7 ~ 18.0	8.3	鍬川合流から 碓氷川合流まで	群馬
③	烏川	右岸	自高崎新町 至高崎阿久津町	3.5 ~ 9.2	5.7	神流川合流から 鍬川合流まで	群馬
④	烏川	左岸	自高崎八幡原町 至高崎上並榎町	7.0 ~ 19.0	12.0	井野川合流から 高崎管理区間終点まで	群馬
⑤	烏川	左岸	自玉村町五料 至高崎八幡原町	0.0 ~ 7.0	7.0	高崎管理区間起点から 井野川合流まで	群馬
⑥	碓氷川	右岸	自高崎八千代町 至高崎乗附町	0.0 ~ 0.8	0.8	烏川合流から 高崎管理区間終点まで	群馬
⑦	碓氷川	左岸	自高崎下豊岡町 至高崎下豊岡町	0.0 ~ 0.8	0.8	烏川合流から 高崎管理区間終点まで	群馬
⑧	鍬川	右岸	自高崎阿久津町 至藤岡大字上落合	0.0 ~ 3.0	3.0	烏川合流から 高崎管理区間終点まで	群馬
⑨	鍬川	左岸	自高崎阿久津町 至高崎山名町	0.0 ~ 3.0	3.0	烏川合流から 高崎管理区間終点まで	群馬
⑩	神流川	左岸	自埼玉県児玉郡上里町金久保 至藤岡市浄法寺平	0.0 ~ 11.6	11.6	烏川合流から 高崎管理区間終点まで	群馬
⑪	神流川	右岸	自埼玉県児玉郡上里町金久保 至埼玉県児玉郡神川町大字新宿	0.0 ~ 11.6	11.6	烏川合流から 高崎管理区間終点まで	埼玉
⑫	烏川	右岸	自埼玉県児玉郡上里町八町河原 至埼玉県児玉郡上里町金久保	0.0 ~ 2.5	2.5	高崎管理区間起点から 神流川合流まで	埼玉

※距離標及び延長は区間の目安であり、端数処理等の関係で実際の距離とは合わない場合がある。

別紙2 協定区間(道路)

協定区間一覧表(道路)



区間番号	路線	担当出張所	協定区間(場所・距離標KP)		延長(km)	起終点のポイント
			距離標KP	距離(km)		
①	17号	碓氷	自 高崎市新町 至 高崎市並榎町	94.0 ~ 108.1	14.1	17号高崎管理起点から 18号交差(出張所管理)まで
②	17号	前橋	自 高崎市並榎町 至 前橋市本町	108.0 ~ 118.5	10.5	18号交差(出張所管理)から 50号交差まで
③	17号	前橋	自 前橋市本町 至 渋川市半田	118.5 ~ 128.2	9.6	50号交差から 前渋BIP終点との交差点まで
	17号 前橋渋川BIP	前橋	自 前橋市田口町 至 渋川市半田	124.2 ~ 128.2	4.0	BIP起点17号交差点から BIP終点17号交差点
④	17号	前橋	自 渋川市半田 至 渋川市白井字尖野	128.2 ~ 132.9	4.7	前渋BIP終点との交差点から 吾妻新橋新潟側まで
	17号旧道 (磐沢BIP重複)	前橋	自 渋川市関下 至 渋川市金井	132.6 ~ 134.5	1.9	鯉沢BIP起点との交差点から 吾妻橋東京側まで
	17号 渋川西BIP	前橋	自 渋川市中村 至 渋川市石原	130.5 ~ —	0.7	渋西BIP起点(中村交差点) から市道交差点まで
⑤	17号	沼田	自 渋川市白井字尖野 至 渋川市上白井	131.1 ~ 141.8	10.7	吾妻新橋新潟側から 郡界橋東京側まで
	17号旧道 (磐沢BIP重複)	沼田	自 渋川市金井 至 渋川市上白井	132.1 ~ 135.4	3.3	吾妻橋東京側から 鯉沢BIP終点との交差点まで
⑥	17号	沼田	自 渋川市上白井 至 利根郡みなかみ町上津	141.8 ~ 157.9	16.1	郡界橋東京側から 赤谷川大橋東京側まで
⑦	17号	沼田	自 みなかみ町上津 至 みなかみ町猿ヶ京	157.9 ~ 171.0	13.1	赤谷川大橋東京側から 新三国大橋東京側まで
⑧	17号	沼田	自 みなかみ町猿ヶ京 至 新潟県湯沢町大字三国	171.0 ~ 182.0	11.0	新三国大橋東京側から 17号高崎管理終点まで
⑨	17号 上武道路	桐生	自 埼玉県深谷市大字高島字本郷 至 伊勢崎市波志江町	78.7 ~ 98.1	19.4	高崎管理起点(新上武大橋P5)から 新神沢橋東京側まで
⑩	17号 上武道路	前橋	自 伊勢崎市波志江町 至 前橋市今井町	98.1 ~ 101.2	3.1	新神沢橋東京側から 50号交差点まで
⑪	17号 上武道路	前橋	自 前橋市今井町 至 前橋市上泉町	101.2 ~ 106.4	5.2	50号交差点から (注)前橋大間々桐生線まで
⑫	18号	碓氷	自 高崎市並榎町 至 安中市郷原	3.4 ~ 20.8	17.5	18号起点から 松井田交差点まで
⑬	18号	碓氷	自 安中市郷原 至 安中市松井田町入山字芦田谷	20.8 ~ 33.1	12.5	松井田交差点から 今井石油碓氷BIP給油所まで
⑭	18号	碓氷	自 安中市松井田町入山字芦田谷 至 長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢	33.1 ~ 45.2	12.1	今井石油碓氷BIP給油所から 18号高崎管理終点まで
⑮	50号	前橋	自 前橋市本町 至 前橋市東大室町下味田	0.0 ~ 12.6	12.6	50号起点から 新桂川橋栃木県側まで
⑯	50号	桐生	自 前橋市東大室町下味田 至 みどり市笠懸町阿左美	12.6 ~ 21.7	9.1	新桂川橋栃木県側から 岩宿交差点まで
⑰	50号	桐生	自 みどり市笠懸町阿左美 至 太田市植木野	21.7 ~ 35.8	14.1	岩宿交差点から 50号高崎管理区間終点まで

※距離標及び延長は区間の目安であり、端数処理等の関係で実際の距離とは合わない場合がある。